

海外デジタルノマドの誘客プロモーション及び  
ニーズ把握等業務委託に係る委託仕様書  
(企画提案時)

令和5年4月

公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー

## 目次

1	委託件名	1
2	履行期間	1
3	本業務の目的	1
4	本業務の内容	1
5	乙の責務	4
6	総括責任者及び各業務責任者の選任等	4
7	その他	5

本仕様書は「海外デジタルノマドの誘客プロモーション及びニーズ把握等業務委託」（以下「本業務」という）の企画提案競技に関し、企画提案に必要な仕様を定めるものである。企画提案競技の最優秀提案者との委託契約を締結する際には、福岡観光コンベンションビューローと受注者が協議の上、契約用の仕様書を定めることとする。

なお、本仕様書において、甲とは福岡観光コンベンションビューローをいい、乙とは提案者をいう。

## 1 委託件名

海外デジタルノマドの誘客プロモーション及びニーズ把握等業務委託

## 2 履行期間

契約締結の日から令和6年2月29日（木）まで

## 3 本業務の目的

海外においては、「デジタルノマド」とよばれるIT技術により場所を選ばず働くことのできる人口が年々増加しており、デジタルノマド専用のビザを発給する国が40か国以上も存在する等、既にその受入れに向けた都市間競争が進んでいる。今後も更なる市場拡大が見込まれる中、福岡市の特徴であるアジアとの近接性や九州における経済・交通の拠点性を活かし、デジタルノマド誘客に向けた取組みを早急に進めていく必要がある。

本業務では、福岡市が、日本国内における滞在拠点として認知され、世界中のデジタルノマドが訪れるまちとなることを目指し、メディアやインフルエンサー等を招聘したファミツアーを企画・実施すると共に、そのツアーを通じた情報発信、プロモーションツール作成、ニーズ把握調査等を行う業務を委託するものである。

※本仕様書において、「デジタルノマド」とは、“ITを活用し、旅をしながら働くことにより、旅先で長期間の滞在を行う者”とする。

## 4 本業務の内容

### (1) 全体業務関連

- ・本仕様書5以降に示す項目について留意しながら業務を遂行すること。
- ・(2)～(6)の業務を遂行するための実施計画（スケジュール含む）や実行体制、個人情報の管理やセキュリティの観点を踏まえて提案すること。
- ・本業務遂行にあたり、デジタルノマドの趣味嗜好や行動特性、求められるニーズ等について、相当の知識を有する者を、最低1名は配置すること。当該者については、その実績や経歴等を提案書の中に記載すること。

### (2) デジタルノマド誘客に繋がるメディアやインフルエンサー等の招聘、情報発信

福岡市への誘客に繋がる適切なターゲティングを行ったうえで、当該ターゲットの誘客に効果的なメディアやインフルエンサー等を招聘し、ファミツアーを実施すること。当該ファミツアーを通じ、SNSやWebメディアを通じた情報発信を行う他、今後のプロモーションに活用可能なプロモーションツールの制作を行うこと。提案にあたっては、①～④に記載の内容を踏まえたものとする。

#### ① ターゲットの設定

- ・福岡市の地理的特性や産業構造等の特徴を踏まえ、今後の誘客に繋がるのが期待される

プロモーション先となる国を、その具体的な理由やエビデンスを示したうえで提案すること。

- ・プロモーション先となる国については複数提案すること。特定の国の提案が難しい場合にはエリア（アジア圏、北米圏等）を示すこと。
- ・上記に併せ、メインターゲットと想定するデジタルノマドの職種や年代層、収入等の属性情報についても、できる限り提案書に記載すること。

## ② ファムツアーのプラン作成について

### ア 基本的な業務

- ・ファムツアーの行程案（時期や日数、場所等）について提案すること。行程についてはデジタルノマドの具体的な滞在イメージが伝わるものとする。また、福岡市内のみで行程を組む必要はないが、全体を通して本市を拠点としたものとし、少なくとも行程の半分以上は本市に滞在することをイメージしたツアーとすること。
- ・デジタルノマドの誘客を目指したものであることを踏まえ、仕事を行う先や、余暇の過ごし方等の具体的な活動についても記載すること。
- ・できるだけ、多様な事業者や地域プレイヤーを巻き込み、デジタルノマド受入れにあたってのノウハウの指南や環境整備のサポート、コミュニティ作り等を行うことで、受入側の基盤づくりに繋げること。
- ・実際に実施するプランについては、提案内容を基に、甲と協議のうえ決定する。

### イ 情報発信者（メディアやインフルエンサー等）の選定

- ・①で設定したターゲットの誘客にあたり、効果的と考えられるメディアやインフルエンサー等を選定し、提案すること。提案にあたっては、当該メディアやインフルエンサー等の経歴や実績、見込まれる効果等を具体的に記入すること。なお、メディアやインフルエンサーに限らず、デジタルノマド誘客に繋がるようであれば企業の招聘等についても排除するものではない。
- ・本件におけるインフルエンサーとは、単にタレント性があり発信力がある人物や、SNS上のフォロワー数が多い人物ということではなく、デジタルノマドの誘客に向けての影響力があるかどうかを重視すること。
- ・ファムツアーへの参加者数については指定するものではないが、少なくとも①で設定したターゲットに適切に情報を届けられる陣容とすること。

## ③ ファムツアーに係る連絡調整及びディレクション業務

### ア ファムツアープランを確実に実施すること。

イ ファムツアープランを変更することが望ましい場合は、甲と協議のうえ、プラン内容を変更して実施すること。

ウ 当該業務に付随する下記を、乙の責任の下で行うこと。

- ・招聘するメディアやインフルエンサーとの契約及び連絡・調整
- ・実施にあたり必要となる宿泊、交通等の手配（経費（宿泊費、交通費、飲食代等）は事業費に含む）
- ・訪問先への訪問許可取得、予約等連絡・調整
- ・ファムツアーの同行、案内（ファムツアー参加者に通訳が必要な場合は通訳者を同行させること） ※全行程の同行を求めるものではない
- ・ファムツアー参加者に対する行程表等の資料の作成
- ・ファムツアー実施期間中の万一の事態や第三者に対する損害を補償すべき責に対し、保険等の対応可能な備えを事前に行うこと。

- ・その他、ファミツアーの準備、実施に係る一切のディレクション業務

#### ④ プロモーションの実施

##### ア ファミツアーの実施を通じた誘客プロモーション

###### (ア) メディアやインフルエンサー等による情報発信

- ・ファミツアーに参加したメディアやインフルエンサー等による情報発信の手法や媒体、発信回数、期待される効果等、その発信を通じて海外デジタルノマドの誘客にどのように繋がるかが分かるように提案を行うこと。

###### (イ) その他の情報発信

- ・(ア)以外の方法によって行うプロモーションがあれば、その手法や媒体、発信回数、期待される効果等、その発信を通じて海外デジタルノマドの誘客にどのように繋がるのかが分かるように提案を行うこと。

##### イ プロモーションツールの作成

- ・ファミツアーの様子取材や撮影した素材等を用いて、今後、甲においてプロモーションを行っていく際に使用することのできるプロモーションツールを作成すること。
- ・プロモーションツールは、記事や動画、WEBページ等、種類を問わないが、ターゲットとなる市場に対して当該プロモーションツールの有効性や、その活用方法が分かるように提案を行うこと。

##### ウ KPIの設定について

- ・本プロモーションを通じたKPIを設定し、達成に向けたロジカルな提案を行うこと。また、その結果については、甲に対して報告すること。

#### (3) 効果検証

##### ① メディアやインフルエンサー等に対するアンケート

- ・ファミツアー中及びファミツアー後に、参加者に対して滞在先に関する意見をヒアリングするとともに、アンケートを実施し、海外デジタルノマドが求めるニーズや福岡市が訴求していくべき魅力、受入にあたっての課題等を分析・報告すること。

##### ② プロモーションの実施を通じた効果検証

- ・各プロモーションの結果について、プロモーションの内容毎にその実績を分析・報告すること。また、分析結果の元となるデータ（日本語翻訳分）もあわせて提供すること。

#### (4) 報告書作成

業務完了後、履行期間内に報告書を提出すること。なお、同報告書には、各業務を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付するほか(3)に示す効果検証(定量的、定性的データ分析等)や今後のプロモーションのあり方を含めた具体的な改善提案について記載すること。

- ・種類：紙媒体(1部)、電子データ

#### (5) 事業推進に資するその他の追加提案

- ・本業務を通じて得られたニーズ等を基にした、デジタルノマド向けの商品開発等、今後の福岡市内へのデジタルノマド誘客に資する取組みがあれば自由に提案すること。

- ・国や関係団体等、他機関との連携により、本業務成果の国内・海外認知を高める取組みがあれば自由に提案すること。
- ・その他、本業務全般について、仕様書に記載する事項以外に、「3 本業務の目的」に資する追加提案がある場合は具体的に提案すること。なお、上記2項目を含む追加提案部分は、本業務の提案限度価格の範囲内とする。

#### (6) その他

- ・上記以外で、本業務実施のために必要な業務は、事業者決定後に甲と乙が協議の上決定する。

### 5 乙の責務

#### (1) 関係法令上の責務

本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

#### (2) 守秘義務

##### ① 基本事項

乙は、業務上知りえた機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

※詳細は別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を参照

##### ② 従事者への周知

乙は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

#### (3) 従事者の服務規律

##### ① サービス

従事者は、公共の業務に従事することを自覚し、利用者に安心と信頼感を与えるよう努力しなければならない。特に、利用者が満足を得られる対応とするため、必要な事項について十分に理解しておくこと。

### 6 総括責任者及び各業務責任者の選任等

#### (1) 総括責任者及び各業務責任者の選任

乙は、業務を円滑に執行するため、すべての業務を統括して指揮監督する総括的な責任者（以下「総括責任者」という。）及び履行場所ごとの責任者（以下「各業務責任者」という。）を選任し、甲に届け出ること。各業務責任者は業務を適切・円滑に遂行するために必要な人員数を配置すること。

#### (2) 責任者の責務

総括責任者及び各業務責任者は、その業務の遂行上、常に甲との連絡を密に行うとともに、各業務間の連携を図り、従事者の業務に関する指揮監督を行うこと。

また、5(3)に定める服務規律につき問題のある従事者があった場合は、速やかに適切な指導を行うこと。

## 7 その他

(1) 事業実施にあたっては、本仕様書によるほか、乙の提案内容に従い、契約後詳細な打合せにより、甲の指示等に従いながら進めること。

### (2) 報告

乙は甲の求めに応じ、適宜、業務の履行状況等の報告を行うこと。

### (3) 再委託

乙が、受託業務の一部を再委託する場合には、事前に再委託先、再委託の範囲、期間等を書面で甲に提出し、承認を得ること。

なお、乙は、再委託先に対して、再委託業務において取り扱う個人情報等が甲の委託に係るものであること、乙及び受託業務の従事者と同様の責務規定及び罰則が設けられていることを周知させること。

### (4) その他

- ・仕様書の内容に疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ定めることとする。仕様書に記載のない事項についても同様とする。
- ・本業務「(2) デジタルノマド誘客に繋がるメディアやインフルエンサー等の招聘、情報発信」のうち「④プロモーションの実施 (ア) メディアやインフルエンサー等による情報発信」の実施に伴うメディアやインフルエンサー等が制作した成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は当該制作者に帰属する。ただし、甲が運営するウェブサイトへの活用または甲が主催するイベント等において各種媒体を活用し発信する場合に限り、甲は当該成果物を使用することができる。また、この場合においては、成果物に係る著作人格権を行使できないものとする。それ以外の成果物の著作（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、甲に帰属する。
- ・乙は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、乙が負うものとする。